

愛知県農業総合試験場との共同研究の実施を計画されている企業の皆様へ

愛知県農業総合試験場との共同研究（外部資金等を活用した共同研究も含む。）において、共同で発明、考案、意匠（以下「発明等」という。）が創造された場合、当該発明等の権利化にあたり、以下の点について事前にご留意いただきますようお願いいたします。（ただし別途、発明等の権利化について定めのある場合は除きます。）

1. 発明等の出願及び維持に要する費用負担について

発明等の出願及び維持に要する費用（審査請求や登録料等、弁理士等に支払う費用を含む。）は、持分にかかわらず全額企業等（当該発明等の実施の可能性を有する個人及び団体を含む。）にご負担いただくこととなります。

2. 出願後の県との事前協議について

発明等の出願後、審査請求、拒絶理由通知対応、維持又は放棄など、特許庁（外国の機関も含む）への手続きが必要な場合は、その都度県に協議してください。（原則、協議書の提出をお願いしております。）

3. 不実施補償の支払いについて

出願した発明等を活用して、発明の実施^{※1}を行う場合は、別途実施契約を締結し、県への不実施補償^{※2}として、原則、実施料をお支払いいただく必要があります。

ご不明な点があれば、下記知的財産担当までお問合せください。

担当 研究戦略部技術開発研究室
電話 0561-41-8964（ダイヤルイン）

※ 1 発明の実施・・・物の発明の場合は、その物の生産、使用、譲渡等、輸出もしくは輸入又は譲渡等の申し出のことを指し、生産方法の発明については、その方法で物を生産すること、生産した物の使用、譲渡等、輸出もしくは輸入又は譲渡等の申し出を指します。詳細は、特許法 2 条 3 項参照。

※ 2 不実施補償・・・複数の当事者が共有する特許に関して、一方の当事者のみが実施する場合に、実施をしない当事者に対価の支払いを補償することを言います。県は発明を自己実施することができないため、発明による利益を直接的に得られません。また実施許諾先の選定には、共有者の承諾が必要で、自由に特許を活用できるわけではありません（特許法第 33 条第 4 項、第 73 条 3 項参照）。そこで、県が自己実施しないこと並びに県の研究者の貢献に適正に報いることの重要性を認識し、実施料をいただいております。